

四半期報告書

(第153期第2四半期)

自 平成30年7月1日

至 平成30年9月30日

日本板硝子株式会社

(E01121)

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月5日
【四半期会計期間】	第153期第2四半期（自平成30年7月1日至平成30年9月30日）
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 森 重樹
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 竹尾 慎二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 竹尾 慎二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	15
2 役員の状況	16
第4 経理の状況	17
1 要約四半期連結財務諸表	
(1) 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書	18
要約四半期連結損益計算書	18
要約四半期連結包括利益計算書	20
(2) 要約四半期連結貸借対照表	22
(3) 要約四半期連結持分変動計算書	24
(4) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	25
(5) 要約四半期連結財務諸表注記	26
2 その他	50
第二部 提出会社の保証会社等の情報	51

[四半期レビュー報告書]

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第152期 第2四半期 連結累計期間	第153期 第2四半期 連結累計期間	第152期
会計期間	自 2017年 4月1日 至 2017年 9月30日	自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日	自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日
売上高 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	293,997 (148,748)	308,143 (149,729)	598,897
税引前四半期利益又は税引前利益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	9,229 (4,610)	13,713 (4,366)	22,146
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	4,765 (2,422)	9,261 (3,845)	6,164
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)包括利益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	17,842 (9,829)	6,331 (10,940)	10,221
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	142,813	138,879	135,192
総資産額 (百万円)	784,970	781,602	788,592
親会社所有者帰属持分比率 (%)	18.2	17.8	17.1
親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり四半期(当期)利益 (第2四半期連結会計期間) (円)	42.74 (21.77)	90.16 (36.36)	48.27
親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (第2四半期連結会計期間) (円)	30.04 (15.27)	58.35 (24.23)	38.87
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,255	3,092	34,716
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△12,383	△12,259	△17,912
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△26,601	△1,385	△33,889
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	47,778	50,786	62,799

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
4. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の新設適用に伴い、第152期第2四半期連結累計期間、第152期第2四半期連結会計期間並びに第152期については、当該基準の適用を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループが前事業年度の有価証券報告書で開示した事業等のリスクの分析につきましては、当第2四半期連結累計期間においても引き続き有効なものと考えております。当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更等はありません。

また、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、当第2四半期連結累計期間においては存在していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。全ての財務数値は、国際会計基準（IFRS）ベースで記載しております。

(1) 業績の状況

当第2四半期において、当社グループが事業を行う地域の大部分では、市場は安定的に、あるいは改善基調で推移しました。欧州では、建築用ガラス市場は引き続き好調で、高水準の需要により価格は堅調に推移しました。また、自動車用ガラス市場は前年同期からやや改善しました。日本を含むアジアでは、建築用ガラス市場は前年同期比で横ばいでしたが、太陽電池パネル用ガラスの需要は前年から増加しました。また自動車用ガラス市場は前年同期並みでした。米州では、北米の建築用ガラス市場と自動車用ガラス市場はいずれも好調でした。南米ではアルゼンチンで当第2四半期において自動車販売台数が下落したものの、ブラジルにおいては緩やかに回復が続きました。高機能ガラス市場は複数製品分野で市場が拡大し、好調でした。

当第2四半期連結累計期間において、売上高は3,081億円（前年同期（修正再表示後）は2,940億円）、個別開示項目及びピルキントン買収に係る償却費控除前ベースの営業利益は188億円（前年同期（修正再表示後）は186億円）となりました。ピルキントン買収に係る償却費控除後の営業利益（個別開示項目前営業利益）は前年同期よりやや改善し、179億円（前年同期（修正再表示後）は176億円）となりました。親会社の所有者に帰属する四半期利益は、前年同期比での個別開示項目や金融費用（純額）の減少に加え、ブラジルにおけるジョイント・ベンチャーにおいて、一過性の利益を計上したことにより93億円（前年同期（修正再表示後）は48億円）となりました。

当社グループの事業は、建築用ガラス事業、自動車用ガラス事業、高機能ガラス事業の3種類のコア製品分野からなっています。

「建築用ガラス事業」は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しており、当第2四半期連結累計期間における当社グループの売上高のうち40%を占めています。太陽電池パネル用ガラス事業も、ここに含まれます。

「自動車用ガラス事業」は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しており、当社グループの売上高のうち52%を占めています。

「高機能ガラス事業」は、当社グループの売上高のうち8%を占めており、小型ディスプレイ用の薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業からなっています。

セグメント別の業績概要は下表の通りです。

(単位：百万円)

	売上高		個別開示項目前営業利益	
	当第2四半期 連結累計期間	前第2四半期 連結累計期間 (修正再表示後)	当第2四半期 連結累計期間	前第2四半期 連結累計期間 (修正再表示後)
建築用ガラス事業	121,721	117,447	11,890	13,338
自動車用ガラス事業	160,815	151,980	7,444	5,867
高機能ガラス事業	24,963	24,142	4,366	3,265
その他	644	428	△5,844	△4,844
合計	308,143	293,997	17,856	17,626

建築用ガラス事業

当第2四半期連結累計期間における建築用ガラス事業の売上高は、欧州を中心とした建築市場向けガラスや太陽電池パネル用ガラスの販売数量の増加により、前年同期より増加しました。事業環境が好調であった一方で、フロート窯の定期修繕や原燃料等の投入コスト上昇等の影響を受け、営業利益は前年同期を下回りました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の40%を占めております。市場需要は好調に推移し、設備稼働率・価格は堅調でした。しかし、主としてドイツにおけるフロート窯の定期修繕や、投入コスト上昇の影響を受け、営業利益は前年同期より減少しました。

アジアにおける建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の36%を占めております。同地域は前年同期比で増収増益となりました。東南アジアの建築ガラス需要は概して強く、また、太陽電池パネル用ガラスの販売増加も増益に寄与しました。日本では、増収となった一方で投入コストの上昇の影響を受け、営業利益は前年同期並みとなりました。

米州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の24%を占めております。事業業績は堅調に推移しましたが、アルゼンチンにて超インフレ会計を適用したことが大きく影響し、売上高及び営業利益は前年同期から減少となりました。超インフレ会計の概要については、後述の注記(c)「重要な会計方針」をご参照ください。北米では、オタワ工場がフル操業に戻り、好調な建築用ガラス市場の恩恵を受けました。

以上より、建築用ガラス事業では、売上高は1,217億円、個別開示項目前営業利益は119億円となりました。

自動車用ガラス事業

当第2四半期連結累計期間における自動車用ガラス事業は、主に欧州の好調な業績により前年同期比増収増益となりました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の46%を占めております。新車用ガラス(OE)部門は、販売数量が引き続き回復していること、及び高付加価値(VA)製品の売上比率の改善により増益となりました。また、補修用ガラス(AGR)部門でも販売数量が前年同期より増加したことにより増収増益となりました。

アジアにおける自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の21%を占めております。売上高は前年同期より若干の増加、営業利益は横ばいとなりました。日本では、当四半期に発生した自然災害による自動車産業のサプライチェーンに影響が出たものの、自動車の販売台数は前年水準を維持し、新車用ガラスの販売数量も前年同期並みとなりました。また補修用ガラスは販売数量の増加により増益となりました。

米州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の33%を占めており、前年同期比で増収増益となりました。北米市場では乗用車販売が引き続き好調で、新車用ガラスの販売数量は前年同期並みとなりました。南米では、ブラジルでの販売数量の一層の回復により収益性が改善しました。アルゼンチンにおける自動車用ガラス事業の業績は、前述の超インフレ会計の適用による影響を受けました。

以上より、自動車用ガラス事業では、売上高は1,608億円、個別開示項目前営業利益は74億円となりました。

高機能ガラス事業

当第2四半期連結累計期間における高機能ガラス事業の売上高及び営業利益は、前年同期を上回りました。

ディスプレイ事業では、売上の改善とコスト削減による事業基盤の強化に伴い、利益改善が進みました。情報デバイス事業では、プリンターやスキャナーに使用されるガラス部品の需要が堅調でした。エンジンのタイミングベルト用ガラスコードの需要は、自動車市況を反映し堅調でした。メタシャイン®は、自動車用塗料や化粧品等の分野での堅調な需要により、販売が増加しました。電池用セパレーター市場も堅調に推移しました。

以上より、高機能ガラス事業では、売上高は250億円、個別開示項目前営業利益は44億円となりました。

その他

この分野には、全社費用、連結調整、前述の各セグメントに含まれない小規模な事業、並びにピルキントン社買収に伴い認識された無形資産の償却費が含まれております。当第2四半期連結累計期間のその他における営業損失は、新設のビジネス・イノベーション・センターをこのセグメントに含めた影響も一部あり、前年同期より増加しました。

以上より、その他では、売上高は6億円、個別開示項目前営業損失は58億円となりました。

持分法適用会社

当第2四半期連結累計期間における持分法による投資損益は、ブラジルにおけるジョイント・ベンチャーであるCetrace社の増益により、前年同期より増加しました。Cetrace社の事業業績は堅調でした。それに加え、当第2四半期にCetrace社は、過年度に納付した売上高課税基準の税金の計算方法に対する異議申立ての結果、一過性の利益を計上したため、当社グループでは23億円を認識しました。

以上より、持分法による投資利益は38億円（前年同期は10億円）となりました。

参考までに、所在地別の業績は以下の通りです。

当連結会計年度（2019年3月期）より、当社グループの内部管理体制との一貫性確保のため、業績開示の地域区分を変更致しました。日本、中国、東南アジア、インドはアジアとして一括して表示しております。前期までは、中国、東南アジア、インドはその他地域に含めて表示しておりました。北米及び南米は米州として一括して表示しております。前期まで、南米はその他地域に含めて表示していた一方で、北米は個別に表示しておりました。欧州についてはこれまでと変更はありません。

欧州では、第2四半期連結累計期間の売上高は、建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業共に増加したため、前年同期より104億円増加し1,280億円となりました。個別開示項目前営業利益は、自動車用ガラス事業の増加分が建築用ガラス事業の減少分で相殺されたため、前年同期より3億円増加の77億円となりました。

アジアでは、第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期より39億円増加の973億円となりました。個別開示項目前営業利益は、高機能ガラス事業の収益性が大幅に改善されたため、前年同期より4億円増加の55億円となりました。

米州では、第2四半期連結累計期間の売上高は、アルゼンチンにおける事業に対して超インフレ会計を適用し、経営成績を期末日の為替レートを用いて換算して連結したため、前年同期より2億円減少の828億円となりました。期末日のアルゼンチン・ペソから日本円への換算レートは、当期平均と比べ著しく低くなりました。期末日レートではなく当期平均レートを使用していたならば、売上は対前年比で増加しておりました。個別開示項目前営業利益も、アルゼンチンにおける事業に対して超インフレ会計を適用したため、前年同期より5億円減少の46億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、31億円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による117億円の支出があり、123億円のマイナスとなりました。以上より、フリー・キャッシュ・フローは92億円のマイナスとなりました。

(3) 経営方針、経営戦略並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更等はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は、44億円となりました。事業別の内訳は、建築用ガラス事業にて14億円、自動車用ガラス事業にて16億円、高機能ガラス事業にて5億円、その他において9億円となっております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

2018年9月末時点の総資産は7,816億円となり、2018年3月末時点（修正再表示後）から70億円減少しました。

当社グループの資本の源泉としては、事業活動からの営業キャッシュ・フロー、銀行からの借入金、社債、ファイナンス・リース契約、又は資本が挙げられます。2018年9月末現在、当社グループの総借入残高の構成割合は、銀行からの借入金が約98%、社債が約2%となっております。

当社グループは、最適な調達方法と調達期間の組み合わせにより、適切なコストで安定的に資金を確保することを、資金調達の基本方針としております。

2018年9月末時点のネット借入残高は、2018年3月末より136億円増加し、3,201億円となりました。このネット借入の増加は、主として運転資本の季節的な増加によるものです。また為替変動によりネット借入残高は約30億円増加しました。2018年9月末時点の総借入残高は3,773億円となりました。2018年9月末時点で、当社グループは未使用の融資枠を760億円保有しております。

また資本合計は、当第2四半期連結累計期間において、2018年3月末より38億円増加し、1,475億円となりました。資本合計の増加は、当第2四半期累計期間における利益に加え、アルゼンチンにおいて超インフレ会計を適用したことによる資産価値の増加があり、全体として増加しましたが、円高に伴う為替変動の影響により一部相殺されました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,500,000
A種種類株式	40,000
計	177,500,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は177,540,000株であり、当社定款に定める発行可能株式総数177,500,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることにつきましては、会社法上要求されておりません。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在発行数 (株)(注1) (2018年11月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	90,506,099	90,519,699	東京証券取引所第一部	単元株式数 100株(注2)
A種種類株式	40,000	40,000	非上場	単元株式数 1株(注3)
計	90,546,099	90,559,699	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2018年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式であります。

3. A種種類株式の内容は以下の通りであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、配当基準日が2018年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、4.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2020年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、6.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2017年3月31日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数(但し、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合、かかる実日数から1日を減算する。)につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2018年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.5%の利率で、当該事業年度が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2020年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率6.5%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2017年4月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

なお別途、A種種類株式発行にかかる引受契約書において、A種種類株主は、原則として2020年7月1日以降においてのみ普通株式対価取得請求ができるものと定められており、一定の事由に該当する場合に限り、2020年7月1日の到来前であっても当該普通株式対価取得請求ができるものと定められている。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① 2017年4月1日から2017年6月30日まで : 1.05
- ② 2017年7月1日から2018年6月30日まで : 1.08
- ③ 2018年7月1日から2019年6月30日まで : 1.15
- ④ 2019年7月1日から2020年6月30日まで : 1.22
- ⑤ 2020年7月1日から2021年6月30日まで : 1.29
- ⑥ 2021年7月1日から2022年6月30日まで : 1.36
- ⑦ 2022年7月1日以降 : 1.43

(3) 当初取得価額

846.5円

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。

なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{合併前発行済普通株式数}}{\text{合併後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式} \\ \text{数-当社が保有す} \\ \text{る普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2018年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限り、かつ、当該取得後におけるA種種類株主の保有するA種種類株式の合計数が4,000株以上となる場合に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- | | |
|---------------------------|--------|
| ① 2018年4月1日から2018年6月30日まで | : 1.08 |
| ② 2018年7月1日から2019年6月30日まで | : 1.15 |
| ③ 2019年7月1日から2020年6月30日まで | : 1.22 |
| ④ 2020年7月1日から2021年6月30日まで | : 1.29 |
| ⑤ 2021年7月1日から2022年6月30日まで | : 1.36 |
| ⑥ 2022年7月1日以降 | : 1.43 |

6. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る剰余財産の分配を第1順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

11. 議決権を有しないこととしている理由
資本増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためです。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。

決議年月日	2018年7月11日
付与対象者の区分及び人数 当社執行役 当社執行役員	6名 3名
新株予約権の数（個）	917
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	91,700（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2018年7月27日 ～2048年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,118.66 資本組入額 560
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、原則として、当社の取締役、執行役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注2）

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、組織再編行為という。）を行う場合において、当該組織再編行為に係る契約書又は計画書等で、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対して会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、組織再編対象会社という。）の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率及び当該契約書又は計画書等に定める条件に従い、当該新株予約権者に対して、組織再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅することとし、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日 (注)	13,600	90,546,099	4	116,556	4	44,879

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2018年10月1日から2018年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

(2018年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,625	7.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,202	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,915	2.11
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,852	2.04
JUNIPER (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 決済事業部)	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,671	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,416	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,415	1.56
JP MORGAN CHASE BANK 385 151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,318	1.45
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,282	1.41
日本板硝子取引先持株会	東京都港区三田3丁目5-27 住友不動産三田ツインビル西館	1,001	1.10
計	—	22,701	25.07

(注) 1. 信託銀行各社の持ち株数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

2. 2018年8月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2社が2018年8月8日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	所有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	2,080	2.30
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	130	0.14
日興アセットマネジメント株式会社	9,569	10.57
計	11,779	13.01

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下の通りであります。

(2018年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	66,251	7.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	42,021	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	19,154	2.12
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	18,525	2.05
JUNIPER (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 決済事業部)	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7- 1)	16,712	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	14,163	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	14,158	1.56
JP MORGAN CHASE BANK 385 151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川 インターシティA棟)	13,185	1.46
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川 インターシティA棟)	12,829	1.42
日本板硝子取引先持株会	東京都港区三田3丁目5-27 住友不 動産三田ツインビル西館	10,018	1.10
計	—	227,016	25.15

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2018年9月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
議決権制限株式	A種種類株式 40,000	—	(1) [株式の総数等]に記載の通り
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 16,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 90,258,100	902,581	—
単元未満株式	普通株式 231,399	—	—
発行済株式総数	90,546,099	—	—
総株主の議決権	—	902,581	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の中には、証券保管振替機構名義株式が 100株 (議決権 1個) 含まれております。

② 【自己株式等】

(2018年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
日本板硝子(株)	東京都港区三田 三丁目5番27号	16,600	—	16,600	0.01
計	—	16,600	—	16,600	0.01

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

該当事項はありません。

(2) 執行役の状況

① 新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役	グループファンクション部門 CDO (最高事業開発責任者) 兼 ビジネス・イノベーション・センター長	石野 聡	1960年 6月5日生	1983年4月 株式会社村田製作所入社 2012年7月 同社執行役員 技術・事業開発本部 新規事業推進統括部長 2013年10月 同社執行役員 新規商品事業部長 兼 事業インキュベーションセンター長 2015年6月 同社取締役 上席執行役員 新規商品事業部長 兼 事業インキュベーションセンター長 2015年7月 同社取締役 上席執行役員 ヘルステア事業統括部長 2016年7月 同社取締役 上席執行役員 新規事業統括部長 2018年7月 当社入社 当社執行役 グループファンクション部門CDO (最高事業開発責任者) 兼ビジネス・イノベーション・センター長 (現)	(注)	—	2018年 7月1日

(注) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後、最初に招集される取締役会終結の時まで。

② 退任執行役

該当事項はありません。

③ 役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役	グループファンクション部門CRO (チーフリスクオフィサー)	グループファンクション部門 経営企画統括部 統括部長	岸本 浩	2018年8月1日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 15名 女性 1名 (役員の中の女性の比率6.3%)

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日) 修正再表示(注)
売上高	(5) (e)	308,143	293,997
売上原価		△225,822	△215,086
売上総利益		82,321	78,911
その他の収益		717	1,367
販売費		△28,254	△26,691
管理費		△33,749	△32,253
その他の費用		△3,179	△3,708
個別開示項目前営業利益	(5) (e)	17,856	17,626
個別開示項目	(5) (f)	△1,155	△1,760
個別開示項目後営業利益		16,701	15,866
金融収益	(5) (g)	1,591	443
金融費用	(5) (g)	△8,330	△8,076
持分法による投資利益		3,751	996
税引前四半期利益		13,713	9,229
法人所得税	(5) (h)	△3,730	△3,682
四半期利益		9,983	5,547
非支配持分に帰属する四半期利益		722	782
親会社の所有者に帰属する四半期利益		9,261	4,765
		9,983	5,547
親会社の所有者に帰属する1株当たり 四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	(5) (i)	90.16	42.74
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	(5) (i)	58.35	30.04

(注) 注記(c)「重要な会計方針」参照

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日) 修正再表示 (注)
売上高	(5) (e)	149,729	148,748
売上原価		△109,677	△109,418
売上総利益		40,052	39,330
その他の収益		65	1,003
販売費		△13,724	△13,453
管理費		△16,837	△16,064
その他の費用		△1,390	△1,796
個別開示項目前営業利益	(5) (e)	8,166	9,020
個別開示項目	(5) (f)	△3,511	△1,319
個別開示項目後営業利益		4,655	7,701
金融収益	(5) (g)	638	201
金融費用	(5) (g)	△4,222	△3,921
持分法による投資利益		3,295	629
税引前四半期利益		4,366	4,610
法人所得税	(5) (h)	△400	△1,735
四半期利益		3,966	2,875
非支配持分に帰属する四半期利益		121	453
親会社の所有者に帰属する四半期利益		3,845	2,422
		3,966	2,875
親会社の所有者に帰属する1株当たり 四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (円)	(5) (i)	36.36	21.77
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	(5) (i)	24.23	15.27

(注) 注記(c)「重要な会計方針」参照

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

注記	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日) 修正再表示 (注)
四半期利益	9,983	5,547
その他の包括利益：		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度の再測定 (法人所得税控除後)	△807	△731
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する 持分金融商品の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	△2,457	△3,422
純損益に振り替えられない項目合計	△3,264	△4,153
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△4,559	16,293
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する その他の金融資産の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	△38	△62
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動 (法人所得税控除後)	2,580	763
超インフレの調整 (5) (p)	1,690	—
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	△327	16,994
その他の包括利益合計 (法人所得税控除後)	△3,591	12,841
四半期包括利益合計	6,392	18,388
非支配持分に帰属する四半期包括利益	61	546
親会社の所有者に帰属する四半期包括利益	6,331	17,842
	6,392	18,388

(注) 注記(c)「重要な会計方針」参照

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

注記	当第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日) 修正再表示 (注)
四半期利益	3,966	2,875
その他の包括利益：		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度の再測定 (法人所得税控除後)	△72	△59
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する 持分金融商品の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	62	281
純損益に振り替えられない項目合計	△10	222
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	4,408	6,435
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する その他の金融資産の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	△34	△15
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動 (法人所得税控除後)	1,172	699
超インフレの調整 (5) (p)	1,690	—
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	7,236	7,119
その他の包括利益合計 (法人所得税控除後)	7,226	7,341
四半期包括利益合計	11,192	10,216
非支配持分に帰属する四半期包括利益	252	387
親会社の所有者に帰属する四半期包括利益	10,940	9,829
	11,192	10,216

(注) 注記(c)「重要な会計方針」参照

(2) 【要約四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (2018年9月30日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日) 修正再表示(注)
資産		
非流動資産		
のれん	112,912	112,455
無形資産	56,667	57,249
有形固定資産	244,846	244,105
投資不動産	415	413
持分法で会計処理される投資	20,173	17,655
退職給付に係る資産	28,292	27,144
契約資産	1,477	1,110
売上債権及びその他の債権	16,008	17,071
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産	14,702	17,290
デリバティブ金融資産	1,675	445
繰延税金資産	35,388	35,901
	532,555	530,838
流動資産		
棚卸資産	121,141	114,774
契約資産	2,121	3,142
売上債権及びその他の債権	70,284	73,999
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産	2	100
デリバティブ金融資産	2,481	938
現金及び現金同等物	53,018	64,801
	249,047	257,754
資産合計	781,602	788,592

(注) 注記(c)「重要な会計方針」参照

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (2018年9月30日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日) 修正再表示(注)
負債及び資本		
流動負債		
社債及び借入金	49,059	96,470
デリバティブ金融負債	1,024	1,093
仕入債務及びその他の債務	122,507	136,646
契約負債	4,901	3,566
引当金	14,701	16,416
繰延収益	574	809
	<u>192,766</u>	<u>255,000</u>
非流動負債		
社債及び借入金	326,728	274,185
デリバティブ金融負債	456	906
仕入債務及びその他の債務	470	2,987
契約負債	612	879
繰延税金負債	19,632	18,418
退職給付に係る負債	72,986	71,937
引当金	15,876	15,903
繰延収益	4,599	4,662
	<u>441,359</u>	<u>389,877</u>
負債合計	<u>634,125</u>	<u>644,877</u>
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	116,556	116,546
資本剰余金	166,672	166,661
利益剰余金	△44,586	△51,350
利益剰余金 (IFRS移行時の累積換算差額)	△68,048	△68,048
その他の資本の構成要素	△31,715	△28,617
親会社の所有者に帰属する持分合計	<u>138,879</u>	<u>135,192</u>
非支配持分	<u>8,598</u>	<u>8,523</u>
資本合計	<u>147,477</u>	<u>143,715</u>
負債及び資本合計	<u>781,602</u>	<u>788,592</u>

(注) 注記(c)「重要な会計方針」参照

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	利益剰余 金 (IFRS 移行時の 累積換算 差額)	その他の 資本の 構成要素	親会社の所有 者に帰属 する持分合 計	非支配 持分	資本合計
2018年4月1日残高 (修正再表示後)	116,546	166,661	△51,350	△68,048	△28,617	135,192	8,523	143,715
超インフレの調整			864			864	671	1,535
2018年4月1日残高 (調整後)	116,546	166,661	△50,486	△68,048	△28,617	136,056	9,194	145,250
四半期包括利益合計			9,509		△3,178	6,331	61	6,392
剰余金の配当			△3,609			△3,609	△241	△3,850
新株予約権の増減	10	11			82	103		103
自己株式の取得及び処分		△0			△2	△2		△2
非支配持分との資本取引						—	△416	△416
2018年9月30日残高	116,556	166,672	△44,586	△68,048	△31,715	138,879	8,598	147,477

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	利益剰余 金 (IFRS 移行時の 累積換算 差額)	その他の 資本の 構成要素	親会社の所有 者に帰属 する持分合 計	非支配 持分	資本合計
2017年4月1日残高	116,463	166,578	△58,890	△68,048	△31,201	124,902	9,562	134,464
四半期包括利益合計			4,034		13,808	17,842	546	18,388
剰余金の配当						—	△1,753	△1,753
新株予約権の増減	29	29			12	70		70
自己株式の取得及び処分					△1	△1		△1
2017年9月30日残高	116,492	166,607	△54,856	△68,048	△17,382	142,813	8,355	151,168

(注) 前第2四半期連結累計期間の要約四半期連結持分変動計算書については、注記(c)「重要な会計方針」に記載の通り修正再表示しております。

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日) 修正再表示 (注)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業活動による現金生成額	(5) (1)	11,231	14,079
利息の支払額		△6,247	△6,384
利息の受取額		1,557	409
法人所得税の支払額		△3,449	△2,849
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,092	5,255
投資活動によるキャッシュ・フロー			
持分法適用会社からの配当金受領額		337	591
有形固定資産の取得による支出		△11,734	△13,424
有形固定資産の売却による収入		126	1,066
無形資産の取得による支出		△700	△761
無形資産の売却による収入		0	10
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の購入による支出		△4	△204
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の売却による収入		10	443
貸付金による支出		△300	△252
貸付金の返済による収入		6	34
その他		0	114
投資活動によるキャッシュ・フロー		△12,259	△12,383
財務活動によるキャッシュ・フロー			
親会社の株主への配当金の支払額		△3,599	—
非支配持分株主への配当金の支払額		△241	△1,753
社債償還及び借入金返済による支出		△88,394	△46,401
社債発行及び借入れによる収入		91,267	21,555
その他		△418	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,385	△26,601
現金及び現金同等物の増減額		△10,552	△33,729
現金及び現金同等物の期首残高	(5) (m)	62,799	79,808
現金及び現金同等物に係る換算差額		△2,272	1,699
超インフレの調整	(5) (p)	811	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	(5) (m)	50,786	47,778

(注) 注記(c)「重要な会計方針」参照

(5) 【要約四半期連結財務諸表注記】

(a) 報告企業

当社及び連結子会社（以下、当社グループ）は、建築用及び自動車用ガラスの生産・販売における世界的なリーディング・カンパニーであると共に、様々なハイテク分野で活躍する高機能ガラス事業を展開しております。当社グループの親会社である日本板硝子株式会社は、日本に所在する企業であり、東京証券取引所にて株式を上場しております。当社の登記されている本社の住所は、東京都港区三田三丁目5番27号です。

(b) 作成の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、四半期連結財務諸表規則）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

当社は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に定める要件を満たしており、同条に定める指定国際会計基準特定会社に該当いたします。

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、投資不動産、デリバティブ金融資産及び負債、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産、及びアルゼンチンの子会社における超インフレ会計の適用を除き、取得原価を基礎として作成されております。

本要約四半期連結財務諸表は、2018年11月5日に当社取締役代表執行役社長兼CEO森 重樹及び当社最高財務責任者である取締役代表執行役副社長兼CFO諸岡 賢一によって承認されております。

要約四半期連結財務諸表の表示通貨は日本円であり、特に注釈の無い限り、百万円単位での四捨五入により表示しております。

(c) 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度（2018年3月期）に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、収益の認識に関する基準であり、当連結会計年度より適用しております。この新しい基準は、従来のIAS第18号「収益」及び第11号「工事契約」の内容を置き換えるものです。当社グループは、この新しい会計基準の適用による連結財務諸表への重要な影響は無いものと考えております。同基準の適用による主な会計方針の変更は、特定の状況における顧客への自動車用ガラスの金型の販売について、顧客への引き渡し時点で収益を認識することです。IFRS第15号適用前の当社グループの会計方針では、金型にかかる収益は、供給契約に定める期間に渡って認識するものとしておりました。IFRS第15号の適用により、年度によって金型にかかる収益の認識額が増減する可能性があります。中長期的には重要な影響は無いものと考えております。IFRS第15号の適用による影響の要約は、注記（5）(o)「前連結会計年度（2018年3月期）に係る比較情報の修正」に記載しております。

当第2四半期より、当社グループはIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従い、超インフレ会計による調整を実施した上で、アルゼンチンの子会社の財務諸表を連結しております。アルゼンチンの子会社の財務諸表を報告期間の末日時点の測定単位に修正することで、財務諸表にアルゼンチンのインフレの影響を加えて連結財務諸表へ取り込みます。IAS第21号「外国為替レート変動の影響」で要求されている通り、当社グループはアルゼンチンにおける子会社のキャッシュ・フローと包括利益を連結する際に、期末日における換算レートを使用しております。これらの方法を適用したことによる当第2四半期累計期間における財務上の影響は、売上高が約1,900百万円の減少、個別開示項目前営業利益が約490百万円の減少、四半期利益が約1,340百万円の減少、そして親会社の所有者に帰属する四半期利益が約810百万円の減少となりました。また、親会社に帰属する持分は約1,340百万円増加しました。当社グループは、これらの方法を適年適用した場合の潜在的な影響の見通しについて、アルゼンチン・ペソの期末日の為替レートの影響を大きく受けませんが、確度の高い為替予想は極めて困難なため開示しておりません。

(d) 重要な会計上の見積り、判断及び仮定

当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。会計上の見積りの結果は、その定義上、関連する実際の結果と異なることがあります。

本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び仮定は、前連結会計年度（2018年3月期）に係る連結財務諸表と同様であります。

見積り及び判断は、継続的に評価され、過去の経験及び他の要因（状況により合理的であると認められる将来事象の発生見込みを含む）に基づいております。

(e) セグメント情報

当社グループはグローバルに事業活動を行っており、以下の報告セグメントを有しております。

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しております。このセグメントには、太陽電池パネル用ガラス事業も含まれます。

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しております。

高機能ガラス事業は、小型ディスプレイ用の薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業からなっています。

その他の区分は、本社費用、連結調整並びに上記報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

また、外部顧客への売上高について欧州、アジア（日本を含む）、米州（北米・南米）に分解しております。

当社グループの売上高は、一時点で認識するガラス製品の売上高と一定期間にわたって認識するサービスの売上高から構成されています。当社グループの売上高全体に対し、一定期間にわたって認識するサービスの売上高が占める割合が小さいことから、期中の財務報告では分けて開示することはしておりません。

当第2四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	130,626	161,809	25,599	2,412	320,446
セグメント間売上高	△8,905	△994	△636	△1,768	△12,303
外部顧客への売上高	121,721	160,815	24,963	644	308,143
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	49,543	73,998	4,110	307	127,958
アジア	43,542	33,361	20,098	337	97,338
米州	28,636	53,456	755	—	82,847
ピルキントン買収に係る償却費控除 前セグメント利益	11,890	7,444	4,366	△4,856	18,844
ピルキントン買収に係る償却費	—	—	—	△988	△988
個別開示項目前営業利益	11,890	7,444	4,366	△5,844	17,856
個別開示項目	△961	△2,906	2,671	41	△1,155
個別開示項目後営業利益					16,701
金融費用（純額）					△6,739
持分法による投資利益					3,751
税引前四半期利益					13,713
法人所得税					△3,730
四半期利益					9,983

前第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	127,097	153,169	24,466	2,296	307,028
セグメント間売上高	△9,650	△1,189	△324	△1,868	△13,031
外部顧客への売上高	117,447	151,980	24,142	428	293,997
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	46,587	66,962	3,754	221	117,524
アジア	41,180	32,333	19,732	207	93,452
米州	29,680	52,685	656	—	83,021
ピルキントン買収に係る償却費控除 前セグメント利益	13,338	5,867	3,265	△3,843	18,627
ピルキントン買収に係る償却費	—	—	—	△1,001	△1,001
個別開示項目前営業利益	13,338	5,867	3,265	△4,844	17,626
個別開示項目	△1,415	△979	△1,224	1,858	△1,760
個別開示項目後営業利益					15,866
金融費用（純額）					△7,633
持分法による投資利益					996
税引前四半期利益					9,229
法人所得税					△3,682
四半期利益					5,547

当第2四半期連結会計期間（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	64,761	77,044	13,188	1,263	156,256
セグメント間売上高	△4,409	△518	△623	△977	△6,527
外部顧客への売上高	60,352	76,526	12,565	286	149,729
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	24,551	33,691	1,979	92	60,313
アジア	22,424	16,641	10,235	194	49,494
米州	13,377	26,194	351	—	39,922
ピルキントン買収に係る償却費控除 前セグメント利益	6,567	2,589	2,519	△3,019	8,656
ピルキントン買収に係る償却費	—	—	—	△490	△490
個別開示項目前営業利益	6,567	2,589	2,519	△3,509	8,166
個別開示項目	△843	△2,820	28	124	△3,511
個別開示項目後営業利益					4,655
金融費用（純額）					△3,584
持分法による投資利益					3,295
税引前四半期利益					4,366
法人所得税					△400
四半期利益					3,966

前第2四半期連結会計期間（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	65,811	75,703	12,701	1,086	155,301
セグメント間売上高	△4,724	△666	△314	△849	△6,553
外部顧客への売上高	61,087	75,037	12,387	237	148,748
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	24,270	32,698	1,861	133	58,962
アジア	21,723	16,249	10,177	104	48,253
米州	15,094	26,090	349	—	41,533
ピルキントン買収に係る償却費控除 前セグメント利益	7,393	1,834	2,185	△1,883	9,529
ピルキントン買収に係る償却費	—	—	—	△509	△509
個別開示項目前営業利益	7,393	1,834	2,185	△2,392	9,020
個別開示項目	△1,124	△691	△1,227	1,723	△1,319
個別開示項目後営業利益					7,701
金融費用（純額）					△3,720
持分法による投資利益					629
税引前四半期利益					4,610
法人所得税					△1,735
四半期利益					2,875

当第2四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）における報告セグメントのネット・トレーディング・アセットと資本的支出は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
ネット・トレーディング・アセット	147,852	135,232	34,699	8,148	325,931
資本的支出（無形資産含む）	4,210	5,403	305	228	10,146

前第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）における報告セグメントのネット・トレーディング・アセットと資本的支出は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
ネット・トレーディング・アセット	132,252	137,255	42,612	7,706	319,825
資本的支出（無形資産含む）	5,486	7,413	485	111	13,495

ネット・トレーディング・アセットは、有形固定資産、投資不動産、無形資産（企業結合に係るものを除く）、棚卸資産、売上債権及びその他の債権（金融債権を除く）、仕入債務及びその他の債務（金融債務を除く）、契約資産及び契約負債によって構成されております。

資本的支出は有形固定資産及び無形資産の追加取得によるものです。

(f) 個別開示項目

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
個別開示項目（収益）：		
有形固定資産等の減損損失の戻入益	2,717	—
係争案件の解決による利益	256	190
ジョイント・ベンチャーに対する投資の売却 による利益	—	1,541
保険金の受取による利益	—	997
その他	—	67
	2,973	2,795
個別開示項目（費用）：		
有形固定資産等の減損損失	△2,501	△216
リストラクチャリング費用 (雇用契約の終了に係る費用を含む)	△1,325	△2,218
係争案件の解決に係る費用	△97	△39
設備休止に係る費用	—	△2,082
その他	△205	—
	△4,128	△4,555
	△1,155	△1,760

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期 連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
個別開示項目（収益）：		
有形固定資産等の減損損失の戻入益	31	—
係争案件の解決による利益	256	190
ジョイント・ベンチャーに対する投資の売却 による利益	—	1,541
その他	—	30
	287	1,761
個別開示項目（費用）：		
有形固定資産等の減損損失	△2,434	△14
リストラクチャリング費用 (雇用契約の終了に係る費用を含む)	△1,129	△2,036
係争案件の解決に係る費用	△30	△20
設備休止に係る費用	—	△1,010
その他	△205	—
	△3,798	△3,080
	△3,511	△1,319

当第2四半期連結累計期間における有形固定資産等の減損損失の戻入益は、ベトナムのフロートガラス製造ラインに関係するものです。この製造ラインは2016年3月期に減損後、操業を停止しておりました。当社グループはこの製造ラインをこれまでの薄板ガラス用から太陽電池パネル用ガラス用に転換することを決定しております。

当第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結累計期間における係争案件の解決による利益及び係争案件の解決に係る費用は、過去の取引に起因した訴訟により発生したものです。

前第2四半期連結累計期間におけるジョイント・ベンチャーに対する投資の売却による利益は、Tianjin SYP Pilkington Glass Co., Ltd. (中国) に対する当社グループの株式持分について処分したことによるものです。この投資の処分により受領する対価は、Tianjin SYP Glass Co., Ltd. (中国) の株式であり、当社グループの連結貸借対照表において、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産として認識されます。このジョイント・ベンチャーに対する投資の売却による利益には、過年度に認識された減損損失の一部戻し入れによる利益、及びこれまで連結包括利益計算書を通じて認識されていた在外営業活動体の換算差額の累計額の組替調整による利益が含まれています。

前第2四半期連結累計期間における保険金の受取による利益は、2017年2月28日（現地時間）に米国イリノイ州で発生した竜巻による当社グループのオタワ工場の被災を受けて、保険金を受領したことによるものです。

当第2四半期連結累計期間における有形固定資産等の減損損失は、主として欧州における建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業のリストラクチャリングの結果、これら事業の資産に関して発生したものです。前第2四半期連結累計期間における有形固定資産等の減損損失は、主として北米における自動車用ガラス事業の資産に関して発生したものです。

当第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結累計期間におけるリストラクチャリング費用は、余剰となった従業員の雇用契約の終了に伴う費用を含んでいます。当第2四半期連結累計期間におけるリストラクチャリング費用は、主に欧州における建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業に係るものです。前第2四半期連結累計期間におけるリストラクチャリング費用は、中国における高機能ガラス事業のリストラクチャリングの他、世界各地域における多数の小規模なリストラクチャリングにおいて発生したものです。

前第2四半期連結累計期間における設備休止に係る費用は、米国イリノイ州にある当社グループのオタワ工場のフロート窯について、修繕（冷修）を当初予定より前倒しで実施する決定を行ったことに関連して発生したものです。

(g) 金融収益及び費用

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
金融収益		
利息収入	1,549	435
為替差益	42	8
	<u>1,591</u>	<u>443</u>
金融費用		
社債及び借入金の支払利息	△6,928	△7,318
非支配持分に対する非持分金融商品である 優先株式の支払配当金	△130	△127
為替差損	△19	△9
	<u>△7,077</u>	<u>△7,454</u>
時間の経過により発生した割引の戻し	△102	△109
退職給付費用		
一純利息費用	△299	△513
正味貨幣持高に係る損失	△852	—
	<u>△8,330</u>	<u>△8,076</u>

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
金融収益		
利息収入	599	201
為替差益	39	—
	<u>638</u>	<u>201</u>
金融費用		
社債及び借入金の支払利息	△3,092	△3,538
非支配持分に対する非持分金融商品である 優先株式の支払配当金	△64	△66
為替差損	△8	△1
	<u>△3,164</u>	<u>△3,605</u>
時間の経過により発生した割引の戻し	△51	△54
退職給付費用		
—純利息費用	△155	△262
正味貨幣持高に係る損失	△852	—
	<u>△4,222</u>	<u>△3,921</u>

(h) 法人所得税

当第2四半期連結累計期間における法人所得税の負担率は、持分法による投資利益考慮前の税引前四半期利益に対して37.4%となっております（前第2四半期連結累計期間は持分法による投資利益考慮前の税引前四半期利益に対して44.7%）。

なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税は、2019年3月31日時点の実効税率を合理的に見積り算定しております。

(i) 1株当たり利益

(i) 基本

基本的1株当たり利益は、親会社の所有者に帰属する四半期利益からA種種類株式にかかる配当金を控除した金額を、当該四半期連結累計期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。A種種類株式にかかる配当金は、発行要項で定められた配当率に基づき算定されます。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが買入れて自己株式として保有している普通株式は含まれません。

	当第2四半期 連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	9,261	4,765
調整:		
- A種種類株式の配当金 (百万円)	△1,103	△902
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (百万円)	8,158	3,863
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,482	90,382
基本的1株当たり四半期利益 (円)	90.16	42.74

	当第2四半期 連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期 連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	3,845	2,422
調整:		
- A種種類株式の配当金 (百万円)	△555	△454
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (百万円)	3,290	1,968
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,487	90,390
基本的1株当たり四半期利益 (円)	36.36	21.77

(ii) 基本-A種種類株式金銭償還プレミアム調整後

上記 (i) で表示の基本的 1 株当たり利益には、A種種類株式の金銭対価償還を行わない限り、金銭償還プレミアムの支払義務が当社グループに生じないため、A種種類株主へ支払うことになる潜在的な金銭償還プレミアムは含まれておりません。この金銭償還プレミアムを含めて調整した後の基本的 1 株当たり利益は下表の通りとなります。これは、当四半期末日時点で未償還のA種種類株式について、2023年 3 月31日に金銭対価償還を実施することを仮定して算定しております。この日付は、金銭償還プレミアムの償還係数が、その日付以降一定となる日付を用いております。なお、これは当社グループが、2023年 3 月31日にA種種類株式の償還を予定していることを意味するものではありません。

	当第 2 四半期 連結累計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日)	前第 2 四半期 連結累計期間 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 9 月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	9,261	4,765
調整：		
- A種種類株式の配当金 (百万円)	△1,103	△902
- A種種類株式の金銭償還プレミアム (百万円)	△1,433	-
基本的 1 株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (百万円)	6,725	3,863
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,482	90,382
基本的 1 株当たり四半期利益 (円) - 調整後	74.32	42.74

	当第 2 四半期 連結会計期間 (自 2018年 7 月 1 日 至 2018年 9 月30日)	前第 2 四半期 連結会計期間 (自 2017年 7 月 1 日 至 2017年 9 月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	3,845	2,422
調整：		
- A種種類株式の配当金 (百万円)	△555	△454
- A種種類株式の金銭償還プレミアム (百万円)	△716	-
基本的 1 株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (百万円)	2,574	1,968
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,487	90,390
基本的 1 株当たり四半期利益 (円) - 調整後	28.45	21.77

(iii) 希薄化後

希薄化後1株当たり利益は、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されたと仮定して、当期利益と発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。当社グループには、ストック・オプションの行使、及びA種種類株式に付与された普通株式を対価とする取得請求権の行使による潜在的普通株式が存在します。ストック・オプションについては、付与された未行使のストック・オプションの権利行使価額に基づき、公正価値（当社株式の当期の平均株価によって算定）で取得されうる株式数を控除したうえで、オプションの行使によって発行されうる株式数を算定します。A種種類株式については、A種種類株式の保有者にとって最も有利な条件での普通株式への転換を仮定して、発行されうる株式数を算定します。A種種類株式の普通株式への転換は、2022年7月1日以降に普通株式を対価とする取得請求権が行使される場合に適用される係数を使用したうえで、希薄化効果を有する場合には、希薄化後1株当たり利益の算定に含めております。

	当第2四半期 連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
利益：		
親会社の所有者に帰属する四半期利益（百万円）	9,261	4,765
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 （百万円）	9,261	4,765
普通株式の加重平均株式数		
発行済普通株式の加重平均株式数（千株）	90,482	90,382
調整：		
- スtock・オプション（千株）	652	643
- A種種類株式の転換の仮定（千株）	67,572	67,572
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる 普通株式の加重平均株式数（千株）	158,706	158,597
希薄化後1株当たり四半期利益（円）	58.35	30.04

	当第2四半期 連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期 連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
利益：		
親会社の所有者に帰属する四半期利益（百万円）	3,845	2,422
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 （百万円）	3,845	2,422
普通株式の加重平均株式数		
発行済普通株式の加重平均株式数（千株）	90,487	90,390
調整：		
- スtock・オプション（千株）	652	644
- A種種類株式の転換の仮定（千株）	67,572	67,572
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる 普通株式の加重平均株式数（千株）	158,711	158,606
希薄化後1株当たり四半期利益（円）	24.23	15.27

(j) 配当金

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
普通株式に係る配当金支払額		
期末配当金の総額－2018年3月31日に終了する事業年度	1,799	—
1株当たりの配当額		
当第2四半期連結累計期間 20円		
(前第2四半期連結累計期間 0円)		
基準日が第2四半期連結累計期間に属する普通株式にかかる配当のうち、配当の効力発生日が第2四半期累計期間の末日後となるもの		
中間配当金の総額－2019年3月31日に終了する事業年度	905	—
1株当たりの配当額		
当第2四半期連結累計期間 10円		
(前第2四半期連結累計期間 0円)		

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
A種種類株式に係る配当金支払額		
期末配当金の総額－2018年3月31日に終了する事業年度	1,800	—
1株当たりの配当額		
当第2四半期連結累計期間 45,000円		
(前第2四半期連結累計期間 0円)		
基準日が第2四半期連結累計期間に属するA種種類株式にかかる配当のうち、配当の効力発生日が第2四半期累計期間の末日後となるもの		
中間配当金の総額－2019年3月31日に終了する事業年度	1,103	—
1株当たりの配当額		
当第2四半期連結累計期間 27,575.30円		
(前第2四半期連結累計期間 0円)		

(注) 2018年11月1日開催の取締役会において、当期中間配当に関し決議致しました。この中間配当金は2018年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

(k) 為替レート

主要な通貨の為替レートは以下の通りです。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	
	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート
英ポンド	147	148	147	150	144	151
米ドル	111	113	111	106	112	113
ユーロ	130	132	130	132	126	132
アルゼンチン ペソ	—	2.84	6.30	5.30	6.74	6.42

(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
四半期利益	9,983	5,547
調整項目：		
法人所得税	3,730	3,682
減価償却費(有形固定資産)	12,324	12,345
償却費(無形資産)	1,851	2,052
減損損失	2,536	315
減損損失の戻入益	△2,717	△37
有形固定資産売却益	△28	△818
ジョイント・ベンチャーに対する投資の 売却による利益	—	△1,541
繰延収益の増減	△259	△124
金融収益	△1,591	△443
金融費用	8,330	8,076
持分法による投資利益	△3,751	△996
その他	△310	67
引当金及び運転資本の増減考慮前の 営業活動によるキャッシュ・フロー	30,098	28,125
引当金及び退職給付に係る負債の増減	△5,208	△6,236
運転資本の増減：		
－棚卸資産の増減	△7,317	△973
－売上債権及びその他の債権の増減	△4,862	△4,602
－仕入債務及びその他の債務の増減	△3,212	△3,298
－契約残高の増減	1,732	1,063
運転資本の増減	△13,659	△7,810
営業活動による現金生成額	11,231	14,079

(m) 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
現金及び現金同等物	64,801	84,920
銀行当座借越	△2,002	△5,112
現金及び現金同等物の期首残高	62,799	79,808
現金及び現金同等物	53,018	51,389
銀行当座借越	△2,232	△3,611
現金及び現金同等物の四半期末残高	50,786	47,778

(n) 公正価値測定

経常的に公正価値で測定される資産及び負債に関する公正価値ヒエラルキー

レベル1：同一の金融資産及び負債について、活発な市場における（未調整の）市場価格があれば、当該市場価格

レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、レベル1に含まれる市場価格以外のインプット

レベル3：市場価格に基づかない、観察不能なインプット

当第2四半期連結会計期間末（2018年9月30日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資不動産				
賃貸不動産	—	—	415	415
	—	—	415	415
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産				
英国国債	2,305	—	—	2,305
上場株式	7,881	—	—	7,881
非上場株式	—	—	3,975	3,975
その他の債券	308	—	—	308
その他	—	—	235	235
	10,494	—	4,210	14,704
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	—	271	—	271
為替予約	—	413	—	413
商品スワップ	—	3,472	—	3,472
	—	4,156	—	4,156
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	—	596	—	596
為替予約	—	730	—	730
商品スワップ	—	154	—	154
	—	1,480	—	1,480

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資不動産				
賃貸不動産	—	—	413	413
	—	—	413	413
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産				
英国国債	2,375	—	—	2,375
上場株式	10,397	—	—	10,397
非上場株式	—	—	4,076	4,076
その他の債券	307	—	—	307
その他	—	—	235	235
	13,079	—	4,311	17,390
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	—	323	—	323
為替予約	—	373	—	373
商品スワップ	—	687	—	687
	—	1,383	—	1,383
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	—	704	—	704
為替予約	—	632	—	632
商品スワップ	—	663	—	663
	—	1,999	—	1,999

当第2四半期連結累計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の資産または負債の振替はありません。

レベル2の金融資産及び金融負債は、デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債です。デリバティブ金融資産及び金融負債の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格や期末日現在の市場価格に基づき算定しております。

レベル3の資産は、主として投資不動産及び非上場株式です。投資不動産は、将来の予想賃貸料収益に基づく評価又は直近に入手した外部専門家による鑑定評価を参照して、公正価値を算定しております。非上場株式は、売買目的以外のものであり、純資産価額や将来予想キャッシュ・フロー等を使用した評価技法を用いて公正価値を算定しております。レベル3の資産の公正価値は、様々な要因により変動します。投資不動産の公正価値に影響を与える主要な要因は、投資不動産が所在する市場における賃貸料相場や不動産価格の変動です。非上場株式の公正価値に影響を与える主要な要因は、これらが主として日本の事業会社によって発行された株式であるため、日本経済に関する成長予測です。

公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に区分されたその他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の調整表は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
4月1日現在	4,311	3,013
持分法で会計処理される投資からの振替	—	954
処分	△10	—
連結包括利益計算書で認識された評価損益	△78	△2
為替換算差額	△13	69
9月30日現在	4,210	4,034

社債及び借入金の公正価値

当社グループの非流動の社債及び借入金の帳簿価額と公正価値は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (2018年9月30日)		前連結会計年度末 (2018年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
銀行借入金	321,450	295,127	269,050	249,392
社債及びその他の借入金	355	355	354	354
リース債務	37	37	44	44
非支配持分に対する非持分 金融商品である優先株式	4,886	4,886	4,737	4,737
	326,728	300,405	274,185	254,527

当社グループでは、上の表に記載されたもの以外の資産及び負債の公正価値は、連結貸借対照表の帳簿価額に近似すると考えております。

(o) 前連結会計年度（2018年3月期）に係る比較情報の修正

当連結会計年度（2019年3月期）より、当社グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。適用にあたっては、IFRS第15号 C 5項（c）に定めのある実務上の便法に従って遡及適用しており、残りの履行義務に配分された対価の額、またはその金額が収益として認識されることが予想される時期について、2017年4月1日より前の報告期間に生じたものについては開示をしておりません。

同基準の適用による主な会計方針の変更は、特定の状況における顧客への自動車用ガラスの金型の販売について、顧客への引き渡し時点で収益を認識することです。IFRS第15号適用前の当社グループの会計方針では、金型にかかる収益は供給契約に定める期間に渡って認識するものとしておりました。IFRS第15号の適用により、年度によって金型にかかる収益の認識額が増減する可能性があります、中長期的に重要な影響は無いものと考えております。

当社グループは、IFRS第15号適用による財務への影響は軽微であると考えているため、IAS第1号に従い、2017年4月1日時点の完全に比較可能な第3の連結貸借対照表は表示しておりません。以下はIFRS第15号適用の影響をまとめた連結財務諸表になります。

連結貸借対照表

前連結会計年度期首（2017年4月1日）

（単位：百万円）

	会計方針の変更の影響		
	従来の報告額	調整額	修正後
資産合計	790,192	△4,158	786,034
負債合計	656,484	△4,914	651,570
利益剰余金	△59,646	756	△58,890
その他	183,792	—	183,792
親会社の所有者に帰属する持分合計	124,146	756	124,902
非支配持分	9,562	—	9,562
資本合計	133,708	756	134,464
負債及び資本合計	790,192	△4,158	786,034

	会計方針の変更の影響		
	従来の報告額	調整額	修正後
無形資産	57,389	△140	57,249
有形固定資産	252,778	△8,673	244,105
繰延税金資産	36,115	△214	35,901
契約資産	—	4,252	4,252
売上債権及びその他の債権	94,743	△3,673	91,070
棚卸資産	108,975	5,799	114,774
未成工事支出金	641	△641	—
その他	241,241	—	241,241
資産合計	791,882	△3,290	788,592
仕入債務及びその他の債務	141,252	△1,619	139,633
契約負債	—	4,445	4,445
繰延収益	12,296	△6,825	5,471
繰延税金負債	18,567	△149	18,418
その他	476,910	—	476,910
負債合計	649,025	△4,148	644,877
利益剰余金	△52,140	790	△51,350
その他の資本の構成要素	△28,685	68	△28,617
その他	215,159	—	215,159
親会社の所有者に帰属する持分合計	134,334	858	135,192
非支配持分	8,523	—	8,523
資本合計	142,857	858	143,715
負債及び資本合計	791,882	△3,290	788,592

四半期連結損益計算書

前第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

（単位：百万円）

	会計方針の変更の影響		
	従来の報告額	調整額	修正後
売上高	296,989	△2,992	293,997
売上原価	△217,981	2,895	△215,086
その他の営業費用（純額）	△61,285	—	△61,285
個別開示項目前営業利益	17,723	△97	17,626
個別開示項目	△1,760	—	△1,760
金融費用（純額）	△7,633	—	△7,633
持分法による投資利益	996	—	996
税引前四半期利益	9,326	△97	9,229
法人所得税	△3,666	△16	△3,682
四半期利益	5,660	△113	5,547
非支配持分に帰属する四半期利益	782	—	782
親会社の所有者に帰属する四半期利益	4,878	△113	4,765
	5,660	△113	5,547

四半期連結包括利益計算書

前第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

（単位：百万円）

	会計方針の変更の影響		
	従来の報告額	調整額	修正後
四半期利益	5,660	△113	5,547
その他の包括利益：			
純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額	16,195	98	16,293
その他	△3,452	—	△3,452
四半期包括利益合計	18,403	△15	18,388
非支配持分に帰属する四半期包括利益	546	—	546
親会社の株主に帰属する四半期包括利益	17,857	△15	17,842
	18,403	△15	18,388

四半期連結キャッシュ・フロー計算書

前第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

（単位：百万円）

	会計方針の変更の影響		
	従来の報告額	調整額	修正後
四半期利益	5,660	△113	5,547
調整項目：			
法人所得税	3,666	16	3,682
減価償却費（有形固定資産）	13,668	△1,323	12,345
償却費（無形資産）	2,074	△22	2,052
繰延収益の増減	△431	307	△124
運転資本の増減：			
棚卸資産の増減	△305	△668	△973
未成工事支出金の増減	△4	4	—
売上債権及びその他の債権の増減	△4,770	168	△4,602
仕入債務及びその他の債務の増減	△2,877	△421	△3,298
契約残高の増減	—	1,063	1,063
その他	△10,437	—	△10,437
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,244	△989	5,255
有形固定資産の取得による支出	△14,393	969	△13,424
無形資産の取得による支出	△781	20	△761
その他	1,802	—	1,802
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,372	989	△12,383
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,601	—	△26,601
現金及び現金同等物の増減額	△33,729	—	△33,729

(p) 超インフレの会計処理

当第2四半期において、アルゼンチンの全国卸売物価指数が、同国の3年間累積インフレ率が100%を超えたことを示したため、当社グループはアルゼンチン・ペソを機能通貨とするアルゼンチンの子会社について、超インフレ経済下で営業活動を行っているかと判断しました。このため当社グループは、アルゼンチンにおける子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、会計上の調整を加えております。

IAS第29号は、アルゼンチンの子会社の財務諸表について、報告期間の末日現在の測定単位に修正した上で、当社グループの連結財務諸表に含めることを要求しております。

当社グループは、アルゼンチンにおける子会社の財務諸表の修正のため、Instituto Nacional de Estadística y Censos de la República Argentina (INDEC) が公表するアルゼンチンの全国卸売物価指数 (IPIM) から算出する変換係数を用いております。2006年6月以降のIPIMとそれに対応する変換係数は以下の通りです。

貸借対照表日	全国卸売物価指数 (IPIM) (2006年6月30日 = 100)	変換係数
2006年6月30日	100.0	8.126
2007年3月31日	103.9	7.824
2008年3月31日	120.2	6.760
2009年3月31日	128.7	6.314
2010年3月31日	146.5	5.547
2011年3月31日	165.5	4.910
2012年3月31日	186.7	4.352
2013年3月31日	211.1	3.849
2014年3月31日	265.6	3.060
2015年3月31日	305.7	2.658
2016年3月31日	390.6	2.080
2017年3月31日	467.2	1.739
2018年3月31日	596.1	1.363
2018年4月30日	606.8	1.339
2018年5月31日	652.3	1.246
2018年6月30日	694.7	1.170
2018年7月31日	727.4	1.117
2018年8月31日	763.0	1.065
2018年9月30日	812.6	1.000

アルゼンチンにおける子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に変換係数を用いて修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正しておりません。正味貨幣持高にかかるインフレの影響は、損益計算書の金融費用に表示しております。

また、アルゼンチンにおける子会社の当第2四半期連結累計期間の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、上記の表に記載の変換係数を適用して修正しております。

アルゼンチンにおける子会社の財務諸表は、期末日の為替レートで換算し、当社グループの連結財務諸表に反映しております。比較連結財務諸表は、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」42項 (b) に従い修正再表示しておりません。

(q) 重要な後発事象

(A種種類株式の一部取得および消却)

当社グループは、2018年11月1日開催の取締役会で、A種種類株式の一部償還（取得及び消却）を決議しました。当社が発行したA種種類株式40,000株から5,000株を償還し、残るA種種類株式は35,000株となります。このA種種類株式取得価額の総額は、優先配当金相当額と金銭償還プレミアムを含めて5,801百万円となります。取得日は2018年12月7日を予定しております。この結果、その他資本剰余金が5,750百万円減少します。

当社は2017年3月31日に、自己資本を早期に改善し財務基盤を安定化させるため、総額400億円の当該A種種類株式を発行しました。その後当社グループで進めてきた収益基盤の強化や金融コスト削減の取り組みにより、収益は着実に改善しております。このため今般、A種種類株式の優先配当等の支払負担を低減させる目的で、一部償還を実施することを決議したものであります。

今後も、残るA種種類株式について、財務安定性を維持しながら柔軟かつ早期に償還を実施し、将来的には全数を金銭償還することを目指しております。

2 【その他】

2018年11月1日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議致しました。

- (1) 中間配当による配当金の総額 普通株式 905百万円 A種種類株式 1,103百万円
 - (2) 1株当たりの金額 普通株式 10円 A種種類株式 27,575.30円
 - (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 普通株式 2018年12月7日 A種種類株式 2018年12月7日
- (注) 2018年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月5日

日本板硝子株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 隆之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬野 隆一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本板硝子株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結貸借対照表、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月5日
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 森 重樹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役代表執行役副社長兼CFO 諸岡 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役代表執行役社長兼CEO森 重樹及び当社最高財務責任者である取締役代表執行役副社長兼CFO諸岡 賢一は、当社の第153期第2四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。